

社会保険

Q&A

「教えて城間先生!!」

Vol.2

社会保険にまつわる相談をQ & A形式でお伝えします。
今回は年次有給休暇の取得義務化についてのお話です。



城間先生

Q

私は4月1日パートで採用されました。週4日の1日5時間の勤務です。

パート社員でも有給休暇は貰えるのでしょうか？

A

はい。貰えますよ。1.半年間継続して雇われていること、2.全労働日の8割以上を出勤していること、この2点を満たしていることが条件です。労働基準法第39条によると使用者はその雇入れの日から起算して6か月間継続し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、有給休暇を与えなければならないとしています。

あなたの場合、これらの要件をみたしているとして労働日数が週4日なので10月1日に7日の年次有給休暇が与えられますよ。(下表2参照)

Q

分かりました。採用されて6か月経過後の10月以降に自分の年休が使えるわけですね。

勤務日数が短い他のアルバイトの方でも同じように有給休暇は貰えるのでしょうか？

相談者

A

はい。先程の2点の条件を満たしていることが必要です。

例えば、週3日の場合は年間5日、週2日の場合は年間3日、週1日の場合は年間1日と労働日数に比例した日数の年休が与えられます。なお、パート従業員として働く労働者でも労働日数週5日以上または労働時間週30時間以上の労働者には通常の労働者と同様に年間10日の年休が与えられます。(下表1参照)

Q

そうなんです。年休の申請は理由の欄に家庭の都合など書かなければもらえないのでしょうか？家庭内のことを細かく書くことにためらいを感じてしまいます…

A

実際に全体の約3分の2の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じているようですが、年休使用の理由は自由であり、休養、旅行、ライブ観戦、リフレッシュ休暇など目的はいろいろなので好きな理由で申請するといいですよ。

表1 通常の労働者の付与日数(週5日以上、30時間以上)

継続勤務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

表2 週所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数(週4日以下、30時間未満)

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数	雇入れ日から起算した継続勤務期間						
			6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
付与日数	4日	169日～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	121日～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	73日～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	48日～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

社労士電話相談
☎098-861-2681

1月8日、15日、22日、29日
2月5日、12日、19日、26日 毎週金曜日午後1時から5時まで

無料電話相談